

山梨県立中央病院ほか1施設で使用する電気調達基本契約書（案）

地方独立行政法人山梨県立病院機構（以下「甲」という。）と
（以下「乙」という。）との間に、

次の条項により、山梨県立中央病院ほか1施設で使用する電気調達に係る基本契約を締結する。

（契約の目的）

第1条 本契約は、甲と乙とが、甲の山梨県立中央病院ほか1施設で使用する電気を需要に応じて供給する契約を締結するに当たり、基本となる事項を定めることを目的とする。

（契約の要領）

第2条 この契約の要領は、次のとおりとする。

- （1）供給場所、供給仕様書等
別紙「仕様書」のとおり
- （2）契約単価
別紙「契約単価表」のとおり
- （3）契約期間
令和7年 4月 1日 00:00 から
令和8年 3月31日 24:00 まで
- （4）この契約に規定する請求、通知、申出、同意及び解除は、書面によりこれを行う。
- （5）電気料金の請求及び支払に関しては個別の契約による。

（契約保証金）

第3条 契約保証金は、地方独立行政法人山梨県立病院機構契約事務規程第26条第1項三号により免除する。

（料金の算定）

第4条 電気料金は、仕様書に定める各供給場所の契約電力及び契約単価表の基本料金単価を乗じて得た額（以下「基本料金」という。）に計量期間に係る使用電力量に契約単価表の電気量料金単価を乗じて得た額（以下「電気量料金」という。）を加算した額から契約電力に契約単価表の基本料金割引単価を乗じて得た額を差し引いた額とする。

ただし、基本料金は、仕様書によって算定された力率割引又は割増を行うものとし、電気量料金は、仕様書によって算定された燃料費等調整額を差し引き、又は加えるものとする。

2 再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく賦課金は、仕様書の規定により算出された料金を加算するものとする。

（料金と支払等）

第5条 乙は、月毎に第4条により算出した金額の合計額（以下「料金」という。）を、計量期間の翌月に、甲に対し、請求書により請求するものとする。

2 甲は、前項の規定する請求書を受領したときは、その日から30日以内に支払うものとする。

3 甲が前項の支払期日までに料金を支払わない場合は、甲は、乙に対して遅延利息を支払うものとし、その遅延利息の額は、政府契約の支払い延滞防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項の規定により計算した金額とする。また、その端数計算については同条第2項の規定による。

4 税法の改正により消費税等の税率が変動した場合、改正以降における電気料金に対する消費税相当額は、変動後の税率により計算するものとする。

（単位及び端数処理）

第6条 料金その他の計算する場合の単位及びその端数処理は次のとおりとする。

- （1）契約電力及び最大需要電力の単位は、1キロワットとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- （2）使用電力量の単位は、1キロワット時とし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- （3）力率の単位は、1パーセントとし、その端数は小数点以下第1位を四捨五入する。
- （4）料金その他の計算における合計金額の単位は、1円とし、その端数は切り捨てる。

（契約の解除）

第7条 甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 乙の責めに帰すべき事由により、乙が電気を供給する見込みがないと認められるとき。
 - (2) 乙がこの契約に違反したとき。
 - (3) 乙がこの契約の解除を申し出たとき。
 - (4) 乙又は乙の役員等が次の各号のいずれかに該当する者であることが判明した時、又は次の各号に掲げる者がその経営に実質的に関与していることが判明したとき。
 - ア 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
 - イ 暴力団員（同法第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
 - ウ 自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどした者
 - エ 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与するなど、直接的若しくは積極的に暴力団の維持・運営に協力し、又は関与している者
 - オ 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
 - カ 下請契約又は資材、原材料の購入契約その他の契約に当たり、その相手方が上記アからオまでのいずれかに該当することを知らながら、当該者と契約を締結した者
 - (5) 乙に対し、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号。以下「独占禁止法」という。）第49条第1項の排除措置命令がなされ、同条第7項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (6) 乙に対し、独占禁止法第50条第1項の納付命令がなされ、同条第5項又は第52条第5項の規定により確定したとき。
 - (7) 乙に対し、独占禁止法第65条、第66条第1項、同条第2項、同条第3項又は第67条第1項の規定による審決（同法第66条第3項の規定により原処分を取り消す旨の審決を除く。）がなされ、同法第77条に規定する期間内に、この審決の取消しの訴えが提起されなかったとき。
 - (8) 乙が、独占禁止法第77条第1項の規定により審決の取消しの訴えを提起した場合において、当該訴えを却下し、又は棄却する判決が確定したとき。
 - (9) 前4号のほか、独占禁止法その他の法律に基づき、乙が談合等の不正な行為を行った旨の事実を認定する処分、審決その他の措置がなされ、かつ、その効力が確定したとき。
 - (10) 乙（乙が法人の場合にあつては、その役員又はその使用人）が、刑法（明治40年法律第45号）第96条の6若しくは第198条又は独占禁止法第89条第1項若しくは第95条第1項第1号に規定する刑が確定したとき。
 - (11) その他契約上の義務を履行しないと認めるとき。
- 2 前項の規定によりこの契約が解除された場合は、乙は甲に対し違約金として、予定数量から既に納入された数量を減じた数量に契約単価を乗じて計算した額の100分の10に相当する金額を甲の指定する期間内に支払わなければならない。
- 3 第1項の規定によりこの契約が解除された場合において、乙は、甲にその損失の補償を求めることができない。

（履行遅滞の場合における違約金等）

第8条 乙は、その責めに帰すべき事由によって、履行期限までに業務を完了することができない場合は、遅延日数に応じ、契約単価に予定数量を乗じて得た金額（遅延による支障が少ないと認められるものにあつては、未履行部分に相当する額）に対して、民法（明治29年法律第89号）第404条の法定利率を乗じて得た額を履行遅延違約金として甲に支払わなければならない。ただし、履行遅延違約金の金額が百円未満であるときは、この限りではない。

（損害賠償）

第9条 乙は、その責めに帰すべき事由により、甲又は第三者に損害を与えたときには、その損害を賠償しなければならない。

（相殺予約）

第10条 この契約に基づき甲が乙に対し債務を負担する場合、甲は、乙に対する一切の債権の弁済期が到来すると否とを問わずこれをもって当該債務と対当額において相殺することができる。

（権利義務譲渡の禁止）

第11条 乙は、この契約によって生じる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、甲の承諾を受けた場合は、この限りではない。

（秘密を守る義務）

第12条 甲及び乙は、相手方の了解を得た場合を除き、契約期間中及び終了後（解除を含む。）に関わらずこの契約の

履行に当たって知り得た秘密を他人に漏らし、又はこの契約以外の目的に利用してはならない。ただし、法律、条例等により開示が義務づけられている場合で、所定の手続きにより開示する場合はこの限りでない。

（関係法令の遵守）

第 13 条 乙は、この契約を履行するに当たり、労働基準法（昭和 22 年法律第 49 号）、労働者災害補償保険法（昭和 22 年法律第 50 号）、最低賃金法（昭和 34 年法律第 137 号）、労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）、労働契約法（平成 19 年法律第 128 号）その他関係法令の適用基準を遵守しなければならない。

（協議）

第 14 条 この契約書に定めのない事項は、乙が定める電気受給約款によるものとし、当該需給約款に定めのないとき、又はこの契約の条項に関して疑義が生じたときは、甲乙協議の上、これを定めるものとする。

この契約の締結を証するため、この契約書を 2 通作成し、甲乙記名押印の上、各 1 通を保有するものとする。

令和 7 年 4 月 日

甲 甲府市富士見 1 丁目 1 番 1 号
地方独立行政法人山梨県立病院機構
理事長 小俣 政男

乙